島根県農業協同組合 島根おおち地区本部

組合員資格などの変更届け出について(お願い)

当地区本部では、組合員の皆様のお名前、ご住所、組合員資格などに変更があった場合、変更手続きをお願いしております。

つきましては、以下に該当する方は、お手数ですが最寄りの支店窓口へお申 し出の上、変更手続きをしていただきますようお願い致します。

- 1. お名前・ご住所の変更
 - (1) ご結婚等により名前が変わった方
 - (2) 転居等により住所が変わった方
- 2. 組合員資格の変更
 - (1) 准組合員→正組合員へ変更
 - ① 農業経営にかかる耕作面積に移動があり、耕作面積が2アール以上になった方
 - ② 1年のうち30日以上農業に従事するようになった方
 - (2) 正組合員→准組合員へ変更
 - ① 農業経営にかかる耕作面積に移動があり、耕作面積が2アール未満になった方
 - ② 1年のうち30日以上農業に従事しなくなった方 *集落営農組合、営農組合等に利用権を設定したことにより、上記①、 ②のいずれかに該当する方は、所定の手続きにより正組合員資格が継続できます。
- 3. その他変更手続き

相続による名義変更等が必要な方